

議案第十六号

中央区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

中央区職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十二項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第十条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中央区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項第四号（同条第九項において準用する場合を含む。）及び同条第十二項の規定は、退職職員（退職した中央区職員の退職手当に

関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお、従前の例による。

（説明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の施行に伴い、就業手当に係る規定を削除するとともに、地域延長給付を支給する暫定措置を延長するため、この条例案を提出します。